

〔別紙1〕

「青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金」 の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (市の予算成立後、速やかに)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いが全て完了し、事業効果の検証を
終了した日です。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7934

電子メール tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp